

② 「緊急事態宣言」の解除に伴う本学の対応について

(2020/6/3 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年6月3日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英
危機管理対策本部

わが国に発出されていた緊急事態宣言はすべて解除されました。しかし、これは感染可能性が無くなったことを意味するのではなく、今後も感染可能性はあるが、それをコントロールしながら徐々に生活を取り戻していくという選択です。これらのことから、国際武道大学は、次のとおり対応することを決定しました。

- ① 8月7日（金）までの前期授業については、オンライン授業を継続します。
（7月23日・24日の祝日も授業を行います）
- ② 学友会活動の休止は6月に入っても継続します。個人練習はこれまで通り可能です。（大学建物内は立入禁止） なお、今後の感染状況、社会的受容状況に応じて、厳格な管理基準の下での個人練習の場を、体育館など大学建物の利用についても許可することを検討します。
- ③ 日常生活での行動自粛に関しては、専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を参考にし、引き続き感染防止に努めてください。
「新しい生活様式の実践例」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ④ 健康管理チェック・行動記録は継続して実施してください。感染が生じても拡大させない対応が可能になります。感染は誰にでも起こりえます。感染者を不当な扱いから守るために大学は全力で対応します。体調が優れず、感染が疑われる場合は、大学にも連絡してください。
- ⑤ 学外者の方が大学構内へ立ち入る場合は、その都度許可をお取りください。

今後も皆さんの学びを支援するため、見直しを図ってまいります。引き続きご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

【窓口業務時間について】

5月26日（火）から当面の間はシフト制を採用し、窓口業務を 8時45分～19時00分 に延長します。

以上